

淡路（洲健）第1647号

令和 3年 8月 10日

各関係団体の長 様

洲本健康福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の  
医療機関の早期受診の周知徹底について（依頼）

平素は、県の感染症行政の推進にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、島内において、1人の新型コロナウイルス感染症患者の医療機関受診が遅れ、家族内に感染が拡大し、それぞれの濃厚接触者が合わせて100人を超える規模で生じている事例が発生しております。

当該患者は、発熱があり、市販の検査キットを購入しましたが、陰性であったため、当初は受診しておられませんでした。ご本人及びご家族が参加されていた様々なクラブ活動や習い事等を通じて多数の濃厚接触者が発生しております。新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合、早期に医療機関を受診し、医師の判断により、信頼性の高い検査を受けていただく必要があります。

現在、島内での患者数が増加しており、今後、受診の遅れに伴う多数の患者発生は、地域の医療体制に大きな負荷をかけ、必要な医療が受けられなくなったり、他の医療に支障が生じることに繋がりますし、多数の濃厚接触者に最大2週間自宅待機をしていただくこととなります。

発熱（平熱より高ければ、37.5℃以上に限りません）、咳、息切れ、咽頭痛、嗅覚や味覚の異常など、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、予め電話で相談の上、医療機関を早期受診いただきますよう、職員や会員の皆様へ再度周知徹底をお願いします。